

千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令の制定及び廃止について

平成10年3月1日

例規（警）第6号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、警察手帳規則施行細則（昭和32年本部訓令第6号。以下「手帳細則」という。）の改正に伴い、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（昭和42年本部訓令第6号。以下「旧訓令」という。）を廃止し、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号。以下「新訓令」という。）を制定し、平成10年3月1日から施行することとしたので、下記事項に留意し運用上誤りのないようにされたい。

記

1 要旨

手帳細則が改正され、警察手帳の携帯を要しない場合及び職務命令により携帯しない場合が規定された。これに伴い、警察官が警察手帳を携帯しない場合における身分を証明するものとして身分証明書を発行することとしたものである。

2 内容

身分証明書は、一般職員及び県本部に勤務する警察官に対し本部長が交付する。

3 運用上の留意事項

- (1) 身分証明書は、警察手帳の取扱いに準じ亡失等の事故防止に努めること。
- (2) 身分証明書の交付を受けた警察官が、人事異動により身分証明書交付対象外の所属に異動したときは、異動前所属において責任を持って回収し、新訓令第7条に規定する身分証明書返納書（別記第3号様式）により返納すること。

4 発行手続

身分証明書の発行手続は、次の要領によるものとする。

- (1) 一般職員については、新訓令第2条の規定により、千葉県警察職員に任命されたとき交付する。
- (2) 警察官については、所属長の申請に基づき必要と認めたときに交付する。
- (3) 所属長は、新訓令第8条に規定する身分証明書交付台帳（別記第4号様式）に必要事項を記入し、写真を添えて警務部警務課庶務係に対し申請すること。